

## 第5章 環境影響要因及び環境影響評価の項目

### 5.1 環境影響要因

本事業の実施に伴う一連の諸行為等のうち、環境に影響を及ぼすおそれのある要因（以下「環境影響要因」という。）を、事業の「施設の存在」、「施設の利用」及び「建設工事の実施」の各段階について抽出した。その結果を表5-1に示す。

表5-1 環境影響要因の内容

区分	環境影響要因
施設の存在	・建築物の存在
施設の利用	・施設の供用 ・施設関連車両の走行
建設工事の実施	・建設機械の稼働 ・工事関連車両の走行 ・土地の改変

### 5.2 環境影響評価項目

大阪府の「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」（平成11年 大阪府告示第555号）に示された予測・評価の対象となる項目（以下「環境影響評価項目」という。）のうち、前項で抽出した環境影響要因により影響を受けると考えられ、環境影響評価のなかで予測・評価を行う必要があると考えられる項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、地盤沈下、日照障害、電波障害、気象（局地風系）、景観、廃棄物・発生土及び地球環境（地球温暖化）の11項目を抽出した。

環境影響要因と環境影響評価項目の関連及び抽出結果は表5-2(1)、(2)に示すとおりである。

表 5-2(1) 環境影響要因と環境影響評価項目の関連及び抽出結果

環境影響評価項目		環境影響要因						選定する理由・選定しない理由
		施設の存在		施設の利用		建設工事の実施		
細項目		建築物の存在	施設の供用	施設関連車両の走行	建設機械の稼働	工事関連車両の走行	土地の改変	
大気質	二酸化窒素		○	○	○	○		施設の利用に伴う空調設備等の稼働及び施設関連車両等の走行と、建設工事の実施に伴う建設機械の稼働及び工事関連車両の走行により発生する排出ガスの影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
	浮遊粒子状物質		○	○	○	○		
水質・底質								施設の供用に伴う排水は公共下水道に放流する。また、建設工事の実施に伴い発生する排水についても、濁水処理等を行った後、公共下水道に放流する。よって、水質・底質に影響を与えるような工事・利用はないことから、環境影響評価項目として選定しない。
地下水								施設の利用及び建設工事の実施において地下水汚染の原因となる有害物質を排出する施設・行為はないことから、環境影響評価項目として選定しない。
騒音	等価騒音レベル等		○	○		○		施設の利用に伴う空調設備等の稼働及び施設関連車両の走行と、建設工事の実施に伴う建設機械の稼働及び工事関連車両の走行により発生する騒音の影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
	騒音レベルの 90% レンジ上端値等		○		○			
振動	振動レベルの 80% レンジ上端値等			○	○	○		施設の利用に伴う施設関連車両の走行と、建設工事の実施に伴う建設機械の稼働及び工事関連車両の走行により発生する振動の影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
低周波音	G 特性音圧レベル等		○					施設の利用に伴う空調設備等の稼働により発生する低周波音の影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
悪臭								悪臭物質を発生させる施設・行為はないことから、環境影響評価項目として選定しない。
地盤沈下			○					施設の供用に伴う地下水の汲み上げによる、地盤沈下への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
土壌汚染								過去の土地利用履歴等から、事業計画地において土壌汚染はないこと、施設の利用及び建設工事の実施において土壌汚染の原因となる有害物質を排出する施設・行為はないことから、環境影響評価項目として選定しない。
日照障害	日照の状況	○						施設の存在による日照への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
電波障害	テレビジョン電波受信障害の状況	○						施設の存在によるテレビジョン電波受信への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。

注) 「○」は環境影響評価項目に選定した項目を、無印は影響を及ぼすおそれがない又はほとんどないと考えられる項目を示す。

表 5-2(2) 環境影響要因と環境影響評価項目の関連及び抽出結果

環境影響評価項目		環境影響要因						選定する理由・選定しない理由
		施設の存在	施設の利用	建設工事の実施			土地の改変	
細項目		建築物の存在	施設の供用	施設関連車両の走行	建設機械の稼働	工事関連車両の走行		
気象	風向・風速	○					施設の存在による風況への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。	
	気温						事業計画地は市街地の人工改変地であり、大規模な土地改変・森林伐採等を行わないことから、環境影響評価項目として選定しない。	
地象							事業計画地は市街地の人工改変地であり、地形・地質の状況を著しく変化させる地下掘削工事を行わないことから、環境影響評価項目として選定しない。	
水象							事業計画地は市街地の人工改変地であり、事業による河川等の改変はなく、また水象に影響を与えるような工事・利用はないことから、環境影響評価項目として選定しない。	
陸域生態系							事業計画地は市街地の人工改変地であり、貴重な動植物の分布は報告されていないことから、環境影響評価項目として選定しない。	
海域生態系							事業計画地は市街地の人工改変地であり、海域から離れており、海域への影響はないことから、環境影響評価項目として選定しない。	
人と自然との触れ合いの活動の場							事業計画地は市街地の人工改変地であり、レクリエーション施設等の消滅・改変はないことから、環境影響評価項目として選定しない。	
景観	自然景観						施設の存在による都市景観の変化が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。なお、事業計画地は市街地の人工改変地であり、周辺にも広く市街地が広がっており、自然景観及び歴史的・文化的景観を形成するものはほとんど無い。	
	歴史的・文化的景観							
	都市景観	○						
文化財	有形文化財等						事業計画地には指定文化財はなく、また事業計画地は市街地の人工改変地であり、届出を有する埋蔵文化財包蔵地ではないことから、環境影響評価項目として選定しない。	
	埋蔵文化財							
廃棄物・発生土	一般廃棄物		○				施設の供用に伴う廃棄物の発生及び土地の改変等に伴う建設副産物（発生土を含む）の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。	
	産業廃棄物		○			○		
	発生土							○
地球環境	地球温暖化		○		○	○	施設の供用及び建設工事の実施に伴う建設機械の稼働及び工事関連車両の走行による温室効果ガスの排出が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。	
	オゾン層破壊						オゾン層破壊物質については原則として使用しないことから、環境影響評価項目として選定しない。	

注) 「○」は環境影響評価項目に選定した項目を、無印は影響を及ぼすおそれがない又はほとんどないと考えられる項目を示す。